

くしもと町立病院医療技術職修学資金貸与制度



(目的)

将来、くしもと町立病院において医療技術者の業務に従事しようとする学生の皆さんの修学を支援するため、修学資金を貸与します。

(対象職種)

薬剤師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士

(対象者)

対象職種を養成する学校等に入学が決定した者又は在学している者のうち、資格取得後、くしもと町立病院へ就業を希望する者。

(貸与額)

月額50,000円（無利子）

(貸与期間)

貸与決定月から在学している学校等を卒業する月まで。ただし、休学又は停学期間中を除きます。

(提出書類)

- ・医療技術職修学資金貸与申請書
- ・履歴書（写真貼付）
- ・在学証明書
- ・本人及び本人が属する世帯全員の住民票写し（戸籍表示記載）
- ・その他必要と認める書類

(貸与決定)

提出された書類、小論文、面接試験により厳正に審査の上、貸与の可否を決定します。

(連帯保証人)

申請者は、連帯保証人2人を立ててください。連帯保証人のうち1人は、その者の親権者又は後見人となります。

(貸与の取消し)

次のいずれかに該当するときは貸与を取り消します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 品行又は学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与の目的を達する見込みがなくなったと認められるとき。
- (5) 病院事業管理者が不適當と認めたとき。

(修学資金の返還)

次のいずれかに該当するときは1年以内に全額を返還していただきます。

- (1) 修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 卒業後、病院の職員採用試験を受けなかったとき、若しくは採用試験に合格しなかったとき、又は採用試験に合格するも直ちに業務に従事しなかったとき。ただし、特別の事情がある場合は1年延長を認めます。
- (3) 卒業後、1年以内に医療技術職の免許を取得しなかったとき。
- (4) 病院に採用された後、又は復職した後、修学資金貸与期間以内に病院の職員でなくなったとき(死亡等を除く)。

(返還の免除)

次のいずれかに該当するときは修学資金の返還が免除されます。

- (1) 卒業後、1年以内に医療技術職の免許を取得し、くしもと町立病院に採用された後、又は復職した後、修学資金が貸与された期間以上従事したとき。
(注) 職種によって職員募集が無い場合があります。
- (2) 従事期間中に死亡又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。
- (3) やむを得ない理由で返還ができないとき。



(お問合わせ先)

くしもと町立病院 2階事務所
電話 0735-62-7111(代)